名古屋市公報

令和 6年 3月21日

第245号

所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名 古 屋 市 役 電話 [052] 972-2246

編集兼 発行人

名古屋市総務局行政DX推進部法制課長

目	次		ページ
条	例		
○ 名古屋市上下水道事業審議会条例	(上下水・調査課)	(第 2号)	5
規	則		
○ 名古屋市会計規則の一部を改正する規則	(会計・出納課)	(第11号)	8
○ 名古屋市児童福祉法等施行細則の一部をi	改正する規則 (子青・総務課)	(第12号)	10
○ 名古屋市青少年交流プラザ条例施行細則		(免14万)	10
<u>則</u>	(子青・総務課)	(第13号)	13
告	示		
	緑土・道路利活用課)	(第120号)	14
○ 名古屋都市計画道路事業の事業計画の変 まの経験		(答101 日)	1.0
書の縦覧 ○ 土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指	(住都・街路計画課) 定について	(第121号)	16
	境・地域環境対策課)	(第122号)	18
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届		(tota →)	
て (環 ○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全	境・地域環境対策課) に関する条例に其づ	(第123号)	19
く拡散防止管理区域及び形質変更時届出			
	境・地域環境対策課)	(第124号)	20
○ 市議会の議決を経た予算の要領	(財政・財政課)	(第125号)	24
○ 名古屋都市計画事業の事業計画の変更認	_可 (緑土・緑地事業課)	(第126号)	49
○ 名古屋都市計画事業の事業計画の変更認		(371207)	43
	(緑土・緑地事業課)	(第127号)	50
○ 有料公園施設等の供用時間の変更につい		(佐100日)	Г1
(稼土・) ○ 農用地利用集積計画について	東山総合公園管理課) (緑土・都市農業課)	(第128号) (第129号)	51 53
○農用地利用集積計画について	(緑土・都市農業課)	(第130号)	55
			-
○ 教育委員会臨時会の開催について		(第 5号)	57
○ 教育委員会定例会の開催について		(第 6号)	58

上下水道局管理規程

\bigcirc	名古屋市上下水道事業審議会委員の委嘱等に関する規程	(第 6号)	60
	公 告		
\bigcirc	大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の	り	
	公告 (経済・地域商業詞	果)	63
\bigcirc	大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の	り	
	公告 (経済・地域商業詞	果)	65
\bigcirc	大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の	D	
	公告 (経済・地域商業詞	果)	67
\bigcirc	名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告		
	(上下水・営業制	果)	69
\bigcirc	名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告		
	(上下水・営業制	果)	70
\bigcirc	名古屋市道路附属物自動車駐車場の利用料金の公告		
	(緑土・自転車利用語	果)	71
\bigcirc	農業委員会総会の開催公告 (農業委員会	<u>\(\) \</u>	73

条例のあらまし

- 名古屋市上下水道事業審議会条例(第 2号)
 - 1 制定の趣旨

水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の管理者の附属機関として、 名古屋市上下水道事業審議会(以下「審議会」という。)を設置します。 (第 1条関係)

2 主な内容審議会の所掌事務、組織及び運営について必要な事項を規定します。(第 1条から第10条関係)

3 施行期日 公布の日から施行します。

規則のあらまし

- 名古屋市会計規則の一部を改正する規則(第11号)
 - 改正内容
 返納通知書の様式について、規定を整備します。(第29号様式関係)
 - 2 施行期日令和 6年 4月 1日から施行します。
- 名古屋市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則(第12号)
 - 1 改正内容
 - (1) 要件に非該当となった里親又は欠格条項に該当した里親を名簿から消除するための手続について規定の整備を行います。(第 8条及び第 7号様式の 5関係)
 - (2) その他規定の整備を行います。(第7号様式の2及び第7号様式の3 関係)
 - 2 施行期日

公布の日から施行します。

- 名古屋市青少年交流プラザ条例施行細則の一部を改正する規則(第13号)
 - 1 改正内容

施設使用料及び駐車場使用料の減免の対象者として新たに指定難病要支援者証明事業により発行される登録者証の交付を受けている者を加えるため、規定の整備を行います。(第 8条関係)

2 施行期日

令和 6年 4月 1日

名古屋市上下水道事業審議会条例をここに公布する。

令和6年3月14日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第2号

名古屋市上下水道事業審議会条例

(設置)

第1条 本市に水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の管理者(以下「管理者」という。)の附属機関として、名古屋市上下水道事業審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 審議会は、管理者の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、 その結果を管理者に答申する。
 - (1) 水道事業の運営に関すること。
 - (2) 工業用水道事業の運営に関すること。
 - (3) 下水道事業の運営に関すること。
- 2 審議会は、前項各号に掲げる事項について、必要があると認めるときは、 管理者に意見を述べることができる。

(組織)

- 第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置 くことができる。

(委員)

- 第4条 委員は、学識経験のある者その他管理者が必要と認める者のうちから、 管理者が委嘱する。
- 2 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

- 第5条 臨時委員は、学識経験のある者その他管理者が必要と認める者のうち から、調査審議事項を明示して管理者が委嘱する。
- 2 臨時委員は、当該事項に関する調査審議が終了したときに解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

- 第6条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 審議会の会議は、会長がこれを招集する。
- 2 審議会は、委員(その調査審議事項に係る臨時委員を含む。以下同じ。)
 の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決 するところによる。

(部会)

- 第8条 審議会には、必要に応じ、委員の一部をもって部会を置くことができる。
- 2 部会は、審議会により付議された事項について調査審議し、その経過及び 結果を審議会に報告する。
- 3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

- 4 部会に部会長を置き、会長が指名する。
- 5 部会長は、会務を総理し、部会の会議の議長となる。 (庶務)
- 第9条 審議会の庶務は、上下水道局において行う。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会 長が審議会に諮って定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

名古屋市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月12日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第11号

名古屋市会計規則の一部を改正する規則

名古屋市会計規則(昭和39年名古屋市規則第5号)の一部を次のように改正する。

第29号様式中

「让	区納場所 「返納場所 を に、		
	名古屋市指定金融機関」		
Γ			
	上記のとおり通知します。		を
		J	
Γ			
	上記のとおり		に、
	通知します。		•

「名古屋市指定金融機関の」を「名古屋市の収納機関の」に改める。

附則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市会計規則の規定 に基づいて作成されている第29号様式の用紙は、この規則による改正後の名 古屋市会計規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

名古屋市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6年 3月13日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第12号

名古屋市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則

名古屋市児童福祉法等施行細則(昭和41年名古屋市規則第84号)の一部を次のように改正する。

第 8条第 6項中「第 4項」を「第 5項」に改め、同項を同条第 7項とし、同 条中第 5項を第 6項とし、第 4項の次に次の 1項を加える。

5 市長は、規則第36条の44第 1項若しくは第 2項又は第 3項の規定により登録又は記載を消除したときは、里親登録消除通知書(第 7号様式の 5)により、当該消除に係る者に通知するものとする。

第 7号様式の 2中「印」を削り、同様式備考を次のように改める。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A 4とする。

第7号様式の3中「印」を削り、同様式備考を次のように改める。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A 4とする。

第 7号様式の 4の次に次の 1様式を加える。

第 7号様式の 5

	里	親	登	録	消	除	通	知	書		
									年	月	日
		様									
									名	名古屋市	長
年月	E	日付に	ナでき	央定し	しまし	した』	 と親の	つ登録	录につい	いては、	下記の
とおり消除しま	したの	りで追	重知し	します	ナ。						
		-			記						
住	所										
氏	名										
消除した里親の	種類										
消除年月	日										
消除理	由										

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A 4とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市青少年交流プラザ条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6年 3月13日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第13号

名古屋市青少年交流プラザ条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市青少年交流プラザ条例施行細則(平成19年名古屋市規則第85号)の 一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「又は受給者証」を「、受給者証等」に改め、同項第4号カ中「平成26年法律第50号」の次に「。以下「難病法」という。」を加え、同号中ケをコとし、クをケとし、キをクとし、カの次に次のように加える。

キ 難病法第28条第 2項に規定する指定難病要支援者証明事業により発行される登録者証

附則

- 1 この規則は、令和6年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市青少年交流プラザ条例施行細則第 8条の 規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に 係る使用料については、なお従前の例による。

名古屋市告示第120号

道路に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、令和6年3月12日から次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

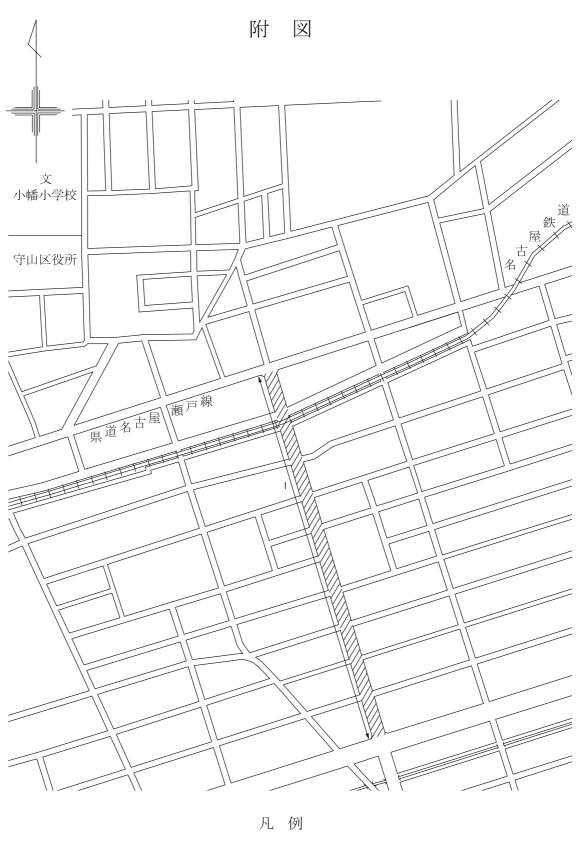
令和6年3月12日

名古屋市長 河 村 たかし

道路の供用開始

道路 の 種類	整理番号	路	線	名		区	間	摘	要
市道	1	小幡西	正始	学 1	号	名古屋市守山区小幡南三丁目2103番地先か	ı, Ğ	附	図
	1	小帽四	山豚	:	ケ	名古屋市守山区小幡南三丁目124番の1地	先まで		

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課



道路の供用を開始する部分

名古屋市告示第 121号

名古屋都市計画道路事業の事業計画の変更認可に伴う関係図書の 縦覧

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第63条第 2項において準用する同法第 62条第 2項の規定により、次のように名古屋都市計画道路事業の事業計画の変 更認可に伴う関係図書を公衆の縦覧に供します。

令和 6年 3月12日

名古屋市長 河 村 たかし

1 縦覧場所、縦覧に供する図書の内容及び事業施行期間

縦 覧 場 所	縦覧に供する図書の内容	事業施行期間
名古屋市中区三の丸	名古屋都市計画道路事業	平成25年 7月12日から
三丁目 1番 1号	3・ 4・68号小幡西山線	令和 8年 3月31日まで
名古屋市緑政土木局	及び 3・ 4・ 108号守山	
道路建設部道路建設	本通線	
課		
(名古屋市役所西庁		
舎 7階)		

2 縦覧期間

令和 6年 3月12日から令和 8年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を 定める条例(平成 3年名古屋市条例第36号)第 2条第 1項に規定する本市の 休日を除きます。

3 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課

名古屋市告示第 122号

土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定について

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第 6条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域を指定します。

令和 6年 3月13日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 指定する区域 名古屋市千種区不老町 1番の一部及び四谷通 1番の一部
- 3 講ずべき汚染の除去等の措置 地下水の水質の測定

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 123号

土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第 1項の規定に基づき、特定 有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届 出をしなければならない区域を指定します。

令和 6年 3月13日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 指定する区域名古屋市千種区不老町 1番の一部

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 124号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく拡散防止管理区域及び形質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例(平成15年名古屋市条例第15号)第58条の4第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、汚染の拡散の防止等の措置を講ずることが必要な区域(以下「拡散防止管理区域」という。)を指定します。

また、同条例第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時届出管理区域」という。)を指定します。

令和 6年 3月13日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 拡散防止管理区域について
 - (1) 指定する区域

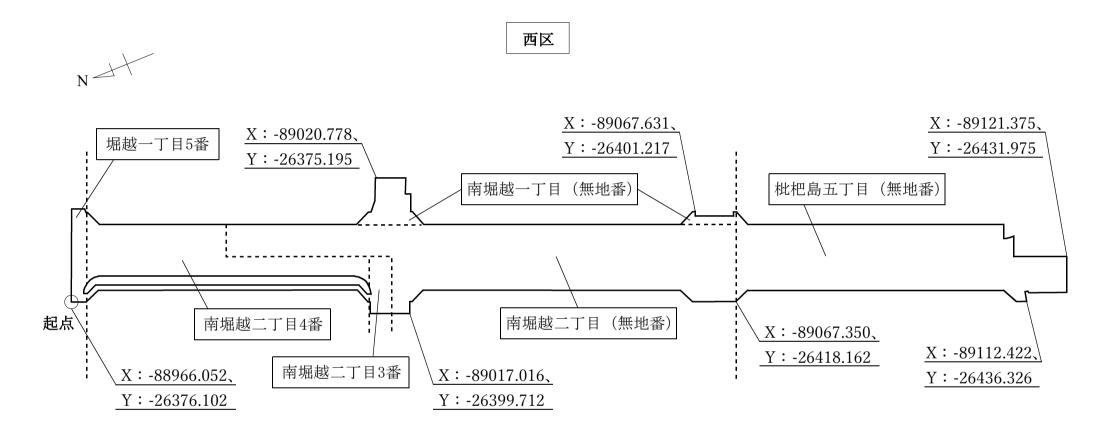
名古屋市西区堀越一丁目 5番の一部、南堀越一丁目 410番地先、 412番 2地先及び 607番地先、南堀越二丁目 3番の一部、 4番の一部、16番地 先及び 115番地先並びに枇杷島五丁目2916番地先、3001番地先及び3018番地先(詳細は別紙のとおり)

- (3) 講ずべき汚染の拡散の防止等の措置 地下水の水質の測定
- 2 形質変更時届出管理区域について
 - (1) 指定する区域

名古屋市西区堀越一丁目 5番の一部、南堀越一丁目 410番地先、 412番 2地先及び 607番地先、南堀越二丁目 3番の一部、 4番の一部、16番地 先及び 115番地先並びに枇杷島五丁目2916番地先、3001番地先及び3018番地先(詳細は別紙のとおり)

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

別紙 1



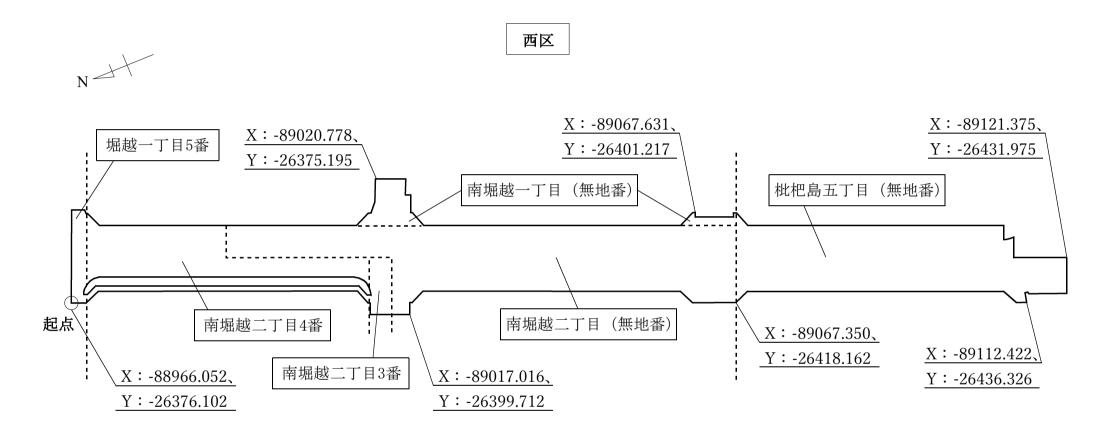
凡例

-----: 筆の境界

_______: 調査対象地

② : 拡散防止管理区域(砒素及びその化合物(土壌溶出量基準不適合))

別紙 2



凡例

-----: 筆の境界

────────: 調査対象地

: 形質変更時届出管理区域(砒素及びその化合物(土壌含有量基準不適合))

名古屋市告示第125号

市議会の議決を経た予算の要領

地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により、令和6年3月8日本市市会本会議において議決された予算の要領を次のとおり公表します。

令和6年3月14日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 令和5年度名古屋市一般会計補正予算(第7号)
- 2 令和5年度名古屋市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 3 令和5年度名古屋市名古屋城天守閣特別会計補正予算(第1号)
- 4 令和5年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計補正予算(第1号)
- 5 令和 5 年度名古屋市公債特別会計補正予算(第 3 号)
- 6 令和5年度名古屋市水道事業会計補正予算(第1号)
- 7 令和5年度名古屋市下水道事業会計補正予算(第1号)

名古屋市財政局財政部財政課

令和5年度名古屋市一般会計補正予算(第7号)

令和5年度名古屋市一般会計の補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32,985,019千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,483,847,228千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出 予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歲入歲出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計
1 市 税		614, 193, 000	3, 795, 000	617, 988, 000
	1 市 民 税	291, 791, 000	4, 672, 000	296, 463, 000
	2 固 定 資 産 税	234, 745, 000	△ 1,750,000	232, 995, 000
	4 市 た ば こ 税	16, 839, 000	524, 000	17, 363, 000
	5 事 業 所 税	16, 615, 000	250, 000	16, 865, 000
	6 都 市 計 画 税	51, 113, 000	99, 000	51, 212, 000
2 地 方 譲 与 税		6, 163, 100	166, 000	6, 329, 100
	2 自動車重量譲与税	3, 337, 000	166, 000	3, 503, 000
3 県 税 交 付 金		96, 303, 000	1, 900, 000	98, 203, 000
	2 配 当 割 交 付 金	3, 517, 000	593, 000	4, 110, 000
	3 株式等譲渡所得割 交 付 金	2, 499, 000	1, 750, 000	4, 249, 000
	4 分離課税所得割 交 付 金	648, 000	105, 000	753, 000
	5 法人事業税交付金	10, 015, 000	1, 032, 000	11, 047, 000
	6 地方消費税交付金	64, 605, 000	△ 2,837,000	61, 768, 000
	8 環境性能割交付金	1, 879, 000	244, 000	2, 123, 000
	9 軽油引取税交付金	12, 899, 000	1, 013, 000	13, 912, 000
6 地 方 交 付 税		6, 200, 000	3, 086, 568	9, 286, 568

	1 地 方 交 付	税 6, 200, 000	3, 086, 568	9, 286, 568
9 国 庫 支 出 金		295, 572, 736	15, 152, 010	310, 724, 746
	1 負 担	金 213, 295, 516	△ 56, 995	213, 238, 521
	2 補 助	金 81,509,018	15, 209, 005	96, 718, 023
10 県 支 出 金		93, 645, 781	809, 679	94, 455, 460
	1 負 担	金 53,018,141	790, 713	53, 808, 854
	2 補 助	金 35,846,733	18, 966	35, 865, 699
12 寄 附 金		8, 783, 648	3, 631, 000	12, 414, 648
	1 寄 附	金 8,783,648	3, 631, 000	12, 414, 648
13 繰 入 金		48, 741, 412	△ 5, 172, 055	43, 569, 357
	2 基 金 繰 入	金 29, 783, 383	△ 5, 172, 055	24, 611, 328
14 繰 越 金		3, 716, 767	464, 042	4, 180, 809
	1 繰 越	金 3,716,767	464, 042	4, 180, 809
15 諸 収 入		111, 111, 572	32, 775	111, 144, 347
	5 受 託 事 業 収	1,551,362	32, 775	1, 584, 137
16 市 債		115, 977, 000	9, 120, 000	125, 097, 000
	1 市	債 115, 977, 000	9, 120, 000	125, 097, 000
歳 入	合 計	1, 450, 862, 209	32, 985, 019	1, 483, 847, 228

歳出

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計千円
2 総 務 費		22, 025, 161	8, 208, 821	30, 233, 982
	1 総 務 管 理 費	7, 455, 985	2,000,000	9, 455, 985
	2 財務管理費	5, 580, 249	2, 958, 821	8, 539, 070
	5 徴 税 費	7, 196, 043	1,050,000	8, 246, 043
	6 防災危機管理費	1, 104, 375	2, 200, 000	3, 304, 375
3 健康福祉費		424, 971, 583	4, 657, 854	429, 629, 437
	1 社 会 福 祉 費	149, 054, 360	8, 225, 364	157, 279, 724
	2 老 人 福 祉 費	66, 409, 251	334, 037	66, 743, 288
	3 生 活 保 護 費	86, 457, 045	712, 154	87, 169, 199
	7 公 衆 衛 生 費	54, 095, 615	△ 4,613,701	49, 481, 914
4 子ども青少年費		183, 157, 488	2, 521, 501	185, 678, 989
	1 子ども青少年費	183, 157, 488	2, 521, 501	185, 678, 989
5 環 境 費		30, 853, 218	234, 000	31, 087, 218
	1 環 境 保 全 費	3, 598, 567	234, 000	3, 832, 567
6 スポーツ市民費		21, 891, 999	13, 694	21, 905, 693
	2 区 役 所 費	7, 991, 210	13, 694	8, 004, 904
7 経 済 費		84, 647, 757	△ 636,000	84, 011, 757
	1 産 業 費	84, 290, 965	△ 636,000	83, 654, 965
9 緑 政 土 木 費		76, 728, 623	4, 164, 640	80, 893, 263

2 道路橋りよう費	25, 643, 967	452, 154	26, 096, 121
3 街 路 費	6, 023, 288	1, 124, 986	7, 148, 274
4 治 水 費	9, 612, 202	2, 530, 000	12, 142, 202
5 緑 政 費	30, 062, 379	57, 500	30, 119, 879
	40, 258, 308	628, 965	40, 887, 273
1 都 市 計 画 費	16, 366, 775	628, 965	16, 995, 740
	82, 296, 016	15, 526, 900	97, 822, 916
1 教育総務費	10, 737, 177	78, 000	10, 815, 177
2 小 学 校 費	18, 612, 694	8, 692, 811	27, 305, 505
3 中 学 校 費	12, 985, 707	4, 840, 759	17, 826, 466
4 高 等 学 校 費	1, 642, 367	1, 615, 840	3, 258, 207
5 幼 稚 園 費	179, 108	228, 220	407, 328
6 特別支援学校費	2, 114, 065	2, 270	2, 116, 335
8 私 学 振 興 費	5, 757, 899	69, 000	5, 826, 899
	55, 133, 623	△ 2, 335, 356	52, 798, 267
1 公営企業会計支出金	55, 133, 623	△ 2, 335, 356	52, 798, 267
合 計	1, 450, 862, 209	32, 985, 019	1, 483, 847, 228
	3 街 路 費 4 治 水 費 費	3 街 路 費 6,023,288 4 治 水 費 9,612,202 5 緑 政 費 30,062,379 40,258,308 1 都 市 計 画 費 16,366,775 82,296,016 1 教育総務費 10,737,177 2 小 学 校費 18,612,694 3 中 学 校費 12,985,707 4 高等学校費 1,642,367 5 幼稚園費 179,108 6 特別支援学校費 2,114,065 8 私学振興費 5,757,899 55,133,623 1 公営企業会計支出金 55,133,623	3 街 路 費 6,023,288 1,124,986 4 治 水 費 9,612,202 2,530,000 5 緑 政 費 30,062,379 57,500 40,258,308 628,965 1 都 市 計 画 費 16,366,775 628,965 1 教 育 総 務 費 10,737,177 78,000 2 小 学 校 費 18,612,694 8,692,811 3 中 学 校 費 12,985,707 4,840,759 4 高 等 学 校 費 1,642,367 1,615,840 5 幼 稚 園 費 179,108 228,220 6 特別支援学校費 2,114,065 2,270 8 私 学 振 興 費 5,757,899 69,000 1 公営企業会計支出金 55,133,623 △ 2,335,356

第2表 繰越明許費補正

款	項		事 業 名	金額千円
3 健康福祉費	1 社 会 福 祉	費	障害者グループホームにおけるロボット等導入 補助	2, 386
			障害者支援施設の感染防止対策整備補助	69, 461
			電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金	3, 230, 795
	2 老 人 福 祉	費	介護施設等の非常用発電機等整備補助	334, 037
	7公衆衛生	費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	184, 297
4 子 ど も 青 少 年 費	1 子 ど も 青 少 年	費	民間保育所等の性被害防止対策設備導入補助	65, 700
			民間保育所等の防犯対策強化整備補助	854, 775
5 環 境 費	1環境保全	費	中小企業省エネルギー設備等導入補助	234, 000
	2 環 境 事 業	費	西資源センターの移転改築	143, 400
6 ス ポ ー ツ 市 民 費	2 区 役 所	費	戸籍電算システムの改修等	200, 195
			中村区役所等複合庁舎・地下鉄本陣駅間地下通 路整備	37, 530
8 観 光 文 化 交 流 費	3 名 古 屋 城	費	名古屋城水堀における舟運事業	7, 367
			名古屋城本丸搦手馬出周辺石垣の修復	214, 500
			名古屋城西の丸御蔵城宝館の外構整備	133, 885
9 緑 政 土 木 費	1 土 木 管 理	費	久田良木川排水機場排水樋門の更新等	80,000
			文斉橋の改築	45,000
	2 道 路 橋 り よ う	費	道路及び橋りようの維持・整備	823, 154

	T				
	3 街	路	費	街路の整備	1, 124, 986
	4 治	水	費	河川及び排水路の維持・整備	3, 349, 000
	5 緑	政	費	公園の維持・整備	1, 275, 500
	6 農	政	費	東谷山フルーツパークのポンプ設備改修	6, 000
10 住 宅 都 市 費	1 都 市	方 計 画	画 費	総合都市交通体系調査	22, 200
				西名古屋港線の設備更新費補助	200, 965
				ガイドウェイバス志段味線の設備改修費等補助	94, 520
				名古屋駅ターミナル機能の強化	28, 000
				高速道路公社への出資金及び建設資金貸付金	2, 624, 500
11 消 防 費	1 消	防	費	出張所のリニューアル改修	13, 629
				消防団詰所の改築	40, 920
12 教 育 費	1 教 育	育 総 剤	努 費	校内通信ネットワーク環境調査	78, 000
	2 小	学 校	費	校舎等のリニューアル改修	4, 082, 578
				校舎等保全改修・設備改修の設計	55, 223
				トイレの環境改善	540, 016
				体育館空調設備の整備	3, 669, 672
				公害対策関係校空調設備の改修	91, 300
				校舎等へのLED照明の導入	254, 022
	3 中	学 校	費	校舎等のリニューアル改修	3, 765, 850
				校舎等の保全改修・設備改修	166, 977
				トイレの環境改善	566, 310

款	項	事 業 名	金額千円
		公害対策関係校空調設備の改修	245, 600
		校舎等へのLED照明の導入	96, 022
	4高等学校費	D X ハイスクールの環境整備	30, 000
		校舎のリニューアル改修	799, 808
		校舎等の保全改修・設備改修	785, 702
		校舎等へのLED照明導入調査	330
	5 幼 稚 園 費	園舎等のリニューアル改修	219, 490
		園舎保全改修・設備改修の調査	410
		園舎へのLED照明の導入	8, 320
	6 特 別 支 援 学 校 費	校舎等リニューアル改修の調査	2, 050
		校舎等へのLED照明導入調査	220

第3表 債務負担行為補正

事	項	補正		正	前		補		正 後		È
	坦	期	間	限	度	額 千円	期	間	限	度	額 千円
東山公園テニスセ (令和5年第1号	ンターの改修工事 議決)	令和 6 年 令和 7 年			5,	, 981, 000		年度から 年度まで		5	5, 252, 000

第4表 地方債補正

1 追 加 分

起債の目的	限度額	起債の方法	利	率		償	還	0)	方	法	
幼稚園整備費	155, 000	普通貸借又は証券発行	り入れる政府 団体金融機構	率見直し方式で借 資金及び地方公共 資金について、利 行った後において し後の利率)	の方法によ により据置	の、又は満期	日に元金を 期限を短綱	を一括して 宿し、もし	(償還する)	。ただし、 償還又は(くは元金均等 財政の都合 昔換えするこ る。

2 変 更 分

起債の目的		補	正	前	補	正	後	
起復の日的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利 率 償還の方	法
社会福祉施設整 備 費	69, 000	普通貸借又 は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直 し方式で借り入れる 政府資金及び地方公 共団体金融機構変金 について、利率の見 直しを行った後に いては、当該 後の利率)	より、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及 び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又 は借換えすることができる。政府資金を借	92, 000	補正前にじ	補正前同間	にじ
公共土木事業費	25, 474, 000	同上	同 上	同 上	27, 529, 000	同上	同上 同上	
公園緑地整備費	16, 355, 000	同上	同 上	同 上	16, 380, 000	同上	同上 同上	
義務教育施設整備費	7, 080, 000	同 上	同 上	同 上	15, 874, 000	同上	同上 同上	,

起債の目的		補	正	前		補	正	;	後
起復の日的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法		限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
高等学校整備費	202,000	普通貸借又 は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直 し方だで借り入れ し方で借り入れ方 で借り入れ方 で で は で は で は で と を 及 機構 で と た で と の と の と の と の と の と の と の と し た て 、 り と し た て り と し た り と し に り と し と し と し と し と し と し と し と し と し と		法還間還を借	1, 188, 000	補正前にじ	補同じ	補正前に同じ
都市高速鉄道事業補助金	217, 000	同 上	同上	同 上		417, 000	同 上	同上	同 上
臨時財政対策債	3, 000, 000	同上	同 上	同 上		2, 982, 000	同上	同上	同上
調整債	20, 000, 000	同上	同 上	同 上		16, 900, 000	同上	同上	同上

令和5年度名古屋市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

令和5年度名古屋市国民健康保険特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歲入歲出予算補正

歳 入

	款	項				補 正 前 の 額 千円	補	正 額 千円	計千円
1	国民健康任	保険収入				184, 271, 615	\triangle	330, 000	183, 941, 615
			1 保	険	料	44, 854, 666	\triangle	330, 000	44, 524, 666
4	市	債				_		330, 000	330, 000
			1 市		債	_		330, 000	330, 000
	歳	入	合	計		209, 490, 702		_	209, 490, 702

歳出

款		項		補 正 前 の 額 千円	補	正 額 千円	計千円
1 国民健康保険費				209, 470, 702		_	209, 470, 702
	1 事	業	費	209, 470, 702		_	209, 470, 702
歳 出	合	計		209, 490, 702		_	209, 490, 702

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利	率		償	還	0	方	法	
国民健康保険事業 費	330, 000	普通貸借	無利子		起債年度の翌だし、災害等では、財政の	の特別の事情	青がある場	場合には償	還期限を		

令和5年度名古屋市名古屋城天守閣特別会計補正予算(第1号)

令和5年度名古屋市名古屋城天守閣特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

第1表 繰越明許費

款		項		事	業	名	金	額 千円
1 名古屋城天守閣事業費	1 事	業	費	石垣保存対策支援業務委託			4, 000	
				石垣保存対策				37, 217
				木造天守閣昇降技術	所の開発			5, 346

第2表 債務負担行為補正

事	項	期	間	限	度	額	千円
天守閣木造復元の実施設計		令和6年度から暫定的に	こ令和7年度まで				529, 917
天守閣木造復元の木工事		令和6年度から暫定的に	こ令和7年度まで			5	, 553, 159

令和5年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計補正予算(第1号)

令和5年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 (繰越明許費)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

款	項		事	業	名	金	額 千円
2 公園整備事業費	1 事 業	費	みどりが丘公園の整	備			33, 000

令和5年度名古屋市公債特別会計補正予算(第3号)

令和5年度名古屋市公債特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,701,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 464,469,897千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出 予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款			項		補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計千円
1 公	債				213, 205, 000	10, 701, 000	223, 906, 000
		1 公		債	213, 205, 000	10, 701, 000	223, 906, 000
歳	入	合	計		453, 768, 897	10, 701, 000	464, 469, 897

歳 出

	款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計千円
1 繰	出 金		170, 385, 000	10, 701, 000	181, 086, 000
		1 起 債 額 繰 出	170, 385, 000	10, 701, 000	181, 086, 000
歳	出	合 計	453, 768, 897	10, 701, 000	464, 469, 897

令和5年度名古屋市水道事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 令和5年度名古屋市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和5年度名古屋市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を 次のとおり補正する。

(科目)	(既定予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入	千円	千円	千円
第1款 水道 事業 収益	54, 204, 326	△ 647, 178	53, 557, 148
第2項 営 業 外 収 益	2, 129, 519	△ 647, 178	1, 482, 341
支 出	千円	千円	千円
第1款 水 道 経 営 費	55, 651, 826	\triangle 1, 318, 527	54, 333, 299
第1項 営 業 費 月	49, 102, 597	\triangle 1, 463, 484	47, 639, 113
第2項 営 業 外 費 月	6, 489, 229	144, 957	6, 634, 186

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「22,455,858千円」を「22,466,897千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり 補正する。

(科目)	(既定予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出	千円	千円	千円
第1款 資 本 的 支 出	34, 362, 153	11,039	34, 373, 192
第1項 建 設 改 良 費	27, 895, 276	11, 039	27, 906, 315

(他会計からの補助金)

第4条 予算第9条中「700,000千円」を「80,000千円」に改める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予算第10条の次に次の1条を加える。

第11条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

令和5年度名古屋市下水道事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 令和5年度名古屋市下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和5年度名古屋市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を 次のとおり補正する。

(科目)	(既定予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入	千円	千円	千円
第1款 下水道事業収益	80, 963, 411	\triangle 1, 726, 912	79, 236, 499
第1項 営 業 収 益	71, 697, 166	\triangle 625, 356	71, 071, 810
第2項 営 業 外 収 益	9, 261, 245	\triangle 1, 101, 556	8, 159, 689
支 出	千円	千円	千円
第1款 下 水 道 経 営 費	82, 862, 682	\triangle 3, 004, 628	79, 858, 054
第1項 営 業 費 用	75, 574, 816	\triangle 3, 117, 831	72, 456, 985
第2項 営 業 外 費 用	7, 247, 866	113, 203	7, 361, 069

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「38,584,606千円」を「38,585,106千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のと おり補正する。

(科 目)	(既定予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入	千円	千円	千円
第1款 資 本 的 収 入	35, 975, 041	2, 505, 500	38, 480, 541
第1項 企業債	23, 000, 000	1, 251, 000	24, 251, 000
第2項 国 庫 補 助 金	10, 000, 000	1, 254, 500	11, 254, 500
支 出	千円	千円	千円
第1款 資 本 的 支 出	74, 558, 727	2, 506, 000	77, 064, 727
第1項 建 設 改 良 費	46, 155, 554	2, 506, 000	48, 661, 554
(企業債)			

第4条 予算第6条中「限度額23,004,000千円」を「限度額24,255,000千円」に、「下水道事業建設費23,000,000 千円」を「下水道事業建設費24,251,000千円」に改める。

(他会計からの負担金)

- 第5条 予算第8条中「32,101,568千円」を「31,525,568千円」に、「197,020千円」を「147,664千円」に改める。 (他会計からの補助金)
- 第6条 予算第9条第2項中「1,200,000千円」を「110,000千円」に改める。

名古屋市告示第 126号

名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可

愛知県知事による名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可の告示がありましたので、都市計画法(昭和43年法律第 100号)第66条の規定により、次のとおり公告します。

令和 6年 3月14日

名古屋市長 河 村 たかし

- 都市計画事業の種類及び名称
 名古屋都市計画緑地事業第 9号荒池緑地
- 2 施行者の名称名古屋市
- 3 事務所の所在地名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
- 4 事業地の所在名古屋市天白区天白町大字平針字荒池下及び字黒石地内

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 127号

名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可に係る図書の縦覧

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第63条第 2項において準用する同法第 62条第 2項の規定により、次のように名古屋都市計画事業の事業計画の変更認可に係る関係図書を一般の縦覧に供します。

令和 6年 3月14日

名古屋市長 河 村 たかし

1 縦覧に供する図書

名古屋都市計画緑地事業第 9号荒池緑地に係る図書

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号 名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課 (名古屋市役所西庁舎 5階)

3 縦覧期間

令和 6年 3月14日から令和10年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を 定める条例(平成 3年名古屋市条例第36号)第 2条第 1項に規定する本市の 休日を除きます。

4 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、正午から午後 1時までを除 きます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 128号

有料公園施設等の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則(昭和34年名古屋市規則第14号)第 6条第 2 項の規定により、次のように有料公園施設等の供用時間を変更します。

令和 6年 3月14日

名古屋市長 河 村 たかし

- 公園の名称
 東山公園
- 2 供用時間を変更する日令和 6年 3月30日から同年 4月 7日まで

3 変更内容

有料公園施設等の名称	変更前の供用時間	変更後の供用時間
動植物園	午前 9時から	午前 9時から
(一部区域を除く。)	午後 4時30分まで	午後 8時まで
植物園東駐車場	午前 8時45分から	午前 8時45分から
上池駐車場	午後 5時まで	午後 8時30分まで
星が丘駐車場		
緑橋下駐車場(東山公園)		
展望塔前駐車場(東山公園)	午前 8時45分から	午前 8時45分から
(有料公園施設として供用	午後 5時まで	午後 8時まで
する場合に限る。)		
展望塔前駐車場(東山公園)	午後 5時から	午後 8時から
(有料公園施設として供用	午後 9時30分まで	午後 9時30分まで

名古屋市緑政土木局東山総合公園管理課

名古屋市告示第 129号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和 4年法律第56号)附 則第 5条第 1項及び同法による改正前の農業経営基盤強化促進法(昭和55年法 律第65号。以下「旧法」という。)第18条第 1項の規定により次のとおり農用 地利用集積計画を定めましたので、旧法第19条の規定により公告します。

令和 6年 3月15日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所 水口 徹朗愛知県大府市吉川町五丁目 366番地の 3
- 2 利用権の設定を行う者の氏名及び住所 岩間 美里 愛知県愛西市佐屋町道西 152番地
- 3 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積 名古屋市中川区福島一丁目18番、畑、235.00平方メートル
- 4 設定する利用権
 - (1) 種類 賃借権
 - (2) 内容 畑として使用
 - (3) 存続期間 令和 6年 4月 1日から令和12年 3月31日まで
 - (4) 借賃 年額10,000円
 - (5) (4) の支払方法 毎年 4月 1日までに現金支払
- 5 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況
 - (1) 現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 235.00平方メートル

(2) 農作業従事の状況

農業従事日数: 150日、農業従事者: 2人

(3) 農機具の保有状況

耕うん機: 1、刈払機: 1、鍬: 1、鎌: 1

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 130号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和 4年法律第56号)附 則第 5条第 1項及び同法による改正前の農業経営基盤強化促進法(昭和55年法 律第65号。以下「旧法」という。)第18条第 1項の規定により次のとおり農用 地利用集積計画を定めましたので、旧法第19条の規定により公告します。

令和 6年 3月15日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所 加藤 哲嗣名古屋市中川区八田町 304番地
- 2 利用権の設定を行う者の氏名及び住所 小塚 卓生名古屋市港区東蟹田1415番地
- 3 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積 名古屋市港区西蟹田1111番、畑、120.00平方メートル
- 4 設定する利用権
 - (1) 種類 使用貸借権
 - (2) 内容 畑として使用
 - (3) 存続期間 令和 6年 4月 1日から令和 9年 3月31日まで
- 5 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況
 - (1) 現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 120.00平方メートル
 - (2) 農作業従事の状況

農業従事日数: 150日、農業従事者: 3人

(3) 農機具の保有状況

小型耕うん機: 1、鍬: 3、スコップ: 2、鎌: 3、支柱:40、ネット:

10、水がめ: 2

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市教育委員会告示第5号

教育委員会臨時会の開催について

令和6年3月19日午後3時00分教育委員会室において教育委員会臨時会を開催し次の議件を付議します。

令和6年3月12日

名古屋市教育委員会教育長 坪田知広

1 議事

事務局人事について 教職員人事について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市教育委員会告示第6号

教育委員会定例会の開催について

令和6年3月22日午前10時00分教育委員会室において教育委員会定例会を開催し次の議件を付議します。

令和6年3月15日

名古屋市教育委員会教育長 坪田知広

1 議事

名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則案について 公所と称する規則等の一部を改正する規則案について 名古屋市学校事務センター規則等の一部を改正する規則案について 名古屋市教育委員会職名及び補職名規則の一部を改正する規則案について 名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規 則の一部を改正する規則案について

名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則案について 名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案について 名古屋市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規 則案について

名古屋市立小学校、中学校及び特別支援学校の事務職員等の職の設置に関する規則案について

名古屋市就学援助規則の一部を改正する規則案について 名古屋市学校施設使用規則の一部を改正する規則案について 名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則案について 名古屋市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則案について 名古屋市博物館条例施行規則等の一部を改正する規則案について 名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例施行規則の一部を改正する規

則案について

第4期名古屋市教育振興基本計画について

名古屋市立小・中学校の通学区域の設定及び変更について

名古屋市立小・中学校の通学区域の設定及び変更について

名古屋市学校における働き方改革プランの策定について

名古屋市社会教育委員の委嘱について

名古屋市教育委員会事務局指定管理者選定委員会委員の委嘱について

名古屋市文化財調査委員会委員の委嘱について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市上下水道局管理規程第6号

名古屋市上下水道事業審議会委員の委嘱等に関する規程を次のように定める。

令和6年3月14日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

名古屋市上下水道事業審議会委員の委嘱等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、名古屋市上下水道事業審議会条例(令和6年名古屋市条例第2号。以下「条例」という。)に基づき設置する名古屋市上下水道事業審議会の委員(条例第4条第2項の補欠委員及び第5条の臨時委員を含む。以下「委員」という。)の公募並びに委嘱及び勤務条件に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員の公募)

- 第2条 委員の一部については、上下水道局長(以下「局長」という。)が名 古屋市水道給水条例(昭和22年名古屋市条例第34号)第1条に定める給水区 域に在住し、在勤し、又は在学する者のうちから公募により選任した者とす ることができる。
- 2 前項に定めるもののほか、委員の公募に関し必要な事項は、別に定める。 (委嘱)
- 第3条 局長は、委嘱状を交付することにより、委員の委嘱を行う。 (勤務時間)
- 第4条 委員の勤務時間及びその割振りについては、1日当たり6時間を超えない範囲内で、別に定める。

(休日)

第5条 名古屋市上下水道局職員の勤務時間及び休暇に関する規程(平成12年 名古屋市上下水道局管理規程第23号)第10条の規定は、委員の休日について 準用する。

(給料の額)

第6条 委員の給料の額は、日額12,600円とする。

(費用弁償)

- 第7条 委員が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給することができる。
- 2 前項の規定により支給する旅費の額は、委員の職務の級が8級に相当する ものとして、名古屋市旅費条例(昭和25年名古屋市条例第32号)の規定を適 用して算定する。
- 3 前2項に定めるもののほか、職務を行うために必要な費用として、委員に対して、企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和28年名古屋市条例第23号)第5条に規定する手当に相当する費用弁償を支給することができる。
- 4 前項の費用弁償の額は、委員が地方公務員法(昭和25年法律第261号)第 22条の2第1項第1号に掲げる職員として名古屋市上下水道局会計年度任用 職員の給与に関する規程の運用について(令和2年局長通達第19号)第5条 の規定の適用を受けるものとした場合において支給される額とする。

(給料等の支払)

第8条 前2条に基づく給料及び費用弁償は、現金で支払うものとする。ただし、委員から申出があったときは、その全部又は一部を口座振替の方法により支払うことができる。

(給料等の支給等)

- 第9条 委員の給料及び第7条第3項に規定する費用弁償(以下「給料等」という。)の支払いの対象となる期間(以下「対象期間」という。)は、職務を行った日又は職務を行った日の属する月の初日から末日までとし、当該対象期間につき給料等を支給する。
- 2 委員の給料等の支給日は、名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程(平成12年名古屋市上下水道局管理規程第31号)第6条第1項から第3項まで の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「給与期間の給料」と あるのは「対象期間の給料」と、「給与期間内」とあるのは「対象期間の翌

月」と読み替えるものとする。

(公務災害補償)

第10条 委員の公務上の災害の補償については、労働者災害補償保険法(昭和 22年法律第50号)の定めるところによる。

(解嘱)

- 第11条 局長は、委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解嘱することができる。
 - (1) 辞職を申し出たとき。
 - (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があるとき。
 - (3) その他局長が認めたとき。

(庶務)

第12条 委員の公募及び委員の給料等の支払等に係る庶務は、経営本部企画経理部経営企画課において処理する。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、 局長が定める。

附則

この規程は、発布の日から施行する。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 6年 3月12日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

レクサス覚王山

名古屋市千種区田代町四観音道東 116番23 ほか 4筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法 人にあっては代表者の氏名

	変更前			変更後	
氏名 ス 名 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名 ス 名 称	代表者の 氏 名	住 所
愛知トヨタ 自動車㈱			愛知トヨタ WEST(株)	代表取締役 今枝 実	変更なし

3 変更の日

令和 5年 5月 1日

4 変更した理由

事業承継に伴う名称及び代表者変更のため

5 届出の日

令和 5年12月21日

6 届出書の縦覧場所 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課(名古屋市役所本庁舎 5階)

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 6年 3月12日から同年 7月12日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例(平成 3年名古屋市条例第36号)第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗 を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項に ついて意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意 見書の提出によりこれを述べることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先

令和 6年 7月12日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業,流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 6年 3月12日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地レクサス昭和名古屋市昭和区高辻町 2番40号

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法 人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名 名 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名 ス れ 称	代表者の 氏 名	住 所
愛知トヨタ 自動車㈱				代表取締役 今枝 実	変更なし

3 変更の日

令和 5年 5月 1日

4 変更した理由

事業承継に伴う名称及び代表者変更のため

5 届出の日

令和 5年12月21日

6 届出書の縦覧場所 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課(名古屋市役所本庁舎 5階)

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 6年 3月12日から同年 7月12日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例(平成 3年名古屋市条例第36号)第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗 を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項に ついて意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意 見書の提出によりこれを述べることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先

令和 6年 7月12日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業·流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 6条第 2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 6年 3月13日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 スーパージャンボ中川店 名古屋市中川区昭和橋通 5丁目50番 ほか17筆

2 変更しようとする事項

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設	容	量
	変更前	変更後
建物北側 廃棄物保管施設	60.0 m ³	変更なし
建物北側 再利用対象物保管施設	75.0 m ³	変更なし
計	135.0 m³	変更なし

廃棄物等の保管施設の位置については、縦覧によります。

3 変更の日

令和 6年 4月 1日

4 変更しようとする理由

敷地の一部返還に伴い、廃棄物保管施設及び再利用対象物保管施設の位置 を変更する必要があるため。

5 届出の日

令和 6年 2月22日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課(名古屋市役所本庁舎 5階) 中川区役所情報コーナー及び港区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 6年 3月13日から同年 7月16日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例(平成 3年名古屋市条例第36号)第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗 を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項に ついて意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意 見書の提出によりこれを述べることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先

令和 6年 7月16日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業·流通部地域商業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号)第 9条第 3項の規定により、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第17条第 2号の規定により公告する。

令和 6年 3月14日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

事業を廃止した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第 797号	加藤設備	加藤 真	名古屋市中川区荒子	令和 6年 1月31日
			町字大和ケ池18番地	
			の 5	
第57号	合資会社	宮田 光德	名古屋市昭和区円上	令和 6年 2月16日
	廣和水道		町 6番22号	
	工業所			

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程(平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号)第7条第2項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第22条第1項第2号の規定により公告する。

令和 6年 3月14日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

事業を廃止した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第 797号	加藤設備	加藤 真	名古屋市中川区荒子	令和 6年 1月31日
			町字大和ケ池18番地	
			の 5	
第57号	合資会社	宮田 光德	名古屋市昭和区円上	令和 6年 2月16日
	廣和水道		町 6番22号	
	工業所			

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市道路附属物自動車駐車場の利用料金の公告

名古屋市道路附属物自動車駐車場条例(平成21年名古屋市条例第52号)第3条第2項から第4項までの規定に基づき、令和6年4月1日から令和10年3月31日までに適用される名古屋市道路附属物自動車駐車場の利用料金について、次のとおり承認しましたので公告します。

令和 6年 3月15日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市大曽根駐車場

種別			利用料金
基本料金	10分	午前 6時30分から翌日	50円
		の午前 1時まで	
	入出場取扱時間外	午前 1時から午前 6時	500円
	1回	30分まで	
1日最大料金			1,200円
回数券	10分券	60枚	2,400円
	20分券	11枚	900円
		60枚	4,800円
	1時間券	11枚	2,700円
		60枚	14, 400円
	プリペイドカード	14,000円相当	10,000円
定期券	昼間	午前 6時30分から午後	16,500円
(1箇月当た		10時まで	
り)	夜間	午後 6時から翌日の午	11,000円
		前 9時まで	

	全日	午前 0時から午後12時	22,000円
		まで	
定期券	昼間	午前 6時30分から午後	49,500円
(3箇月当た		10時まで	
り)	夜間	午後 6時から翌日の午	33,000円
		前 9時まで	
	全日	午前 0時から午後12時	66,000円
		まで	

名古屋市緑政土木局路政部自転車利用課

農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

令和 6年 3月15日

名古屋市農業委員会会長 布目 已佐子

- 1 開催日時
 - 令和 6年 3月21日 (木) 午後 2時00分
- 2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 西12C会議室 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

- 3 議案
 - 第13号議案 農地法第 3条の規定による所有権移転許可申請について
 - 第14号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について
 - 第15号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨 の証明願について
 - 第16号議案 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3条 の規定による承認について
 - 第17号議案 農用地利用集積計画の決定について
 - 第18号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4条第 3項の決定に ついて
 - 第19号議案 名古屋市農業委員会規程の一部改正について
 - 第20号議案 名古屋市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任等に関する規程の一部改正について
 - 第21号議案 名古屋市農業委員会事務局規程の一部改正について
 - 第22号議案 名古屋市農業委員会会長専決規程の一部改正について
 - 第23号議案 名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程の一部改正につい

7

第24号議案 名古屋市農業委員会公印規程の一部改正について

名古屋市農業委員会事務局農政課